

奈良県決定

大和都市計画道路の変更について
【西峠山辺三線ほか1路線の変更】

次の付議案を提出する。

平成31年2月6日

奈良県都市計画審議会会長

都計第112号
平成31年2月1日

奈良県都市計画審議会会長 殿

奈良県知事 荒井 正吾

大和都市計画道路の変更について
【西峠山辺三線ほか1路線の変更】
(付議)

このことについて、都市計画法第21条第2項において準用する
同法第18条第1項の規定により、次のように審議会に付議する。

大和都市計画道路の変更 (奈良県決定)

都市計画道路中3・4・560号西峠山辺三線ほか1路線を、3・4・560号ひのき坂長峯線、7・4・560号ひのき坂線及び7・4・561号天満台線に名称を改め、次のように変更する。

種別	名称		位置			区 域	構 造				備 考
	番号	路線名	起点	終 点	主な経過地		延長	構造形式	車線の数	幅員	
幹線 街路	3・4・560	ひのき坂長峯線	宇陀市 椋原ひのき坂二丁目	宇陀市 椋原天満台西一丁目	宇陀市 椋原ひのき坂三丁目、椋原福地、椋原長峯、椋原天満台西二丁目	約1,090m	地表式	2車線	16m		
区画 街路	7・4・560	ひのき坂線	宇陀市 椋原ひのき坂一丁目	宇陀市 椋原ひのき坂一丁目	宇陀市 椋原ひのき坂三丁目	約170m	地表式	2車線	16m	幹線街路と平面交差1箇所	
区画 街路	7・4・561	天満台線	宇陀市 椋原天満台西二丁目	宇陀市 椋原天満台東四丁目	宇陀市 椋原天満台西一丁目、椋原天満台西二丁目、椋原天満台西四丁目、椋原天満台東一丁目、椋原天満台東二丁目、椋原天満台東三丁目	約1,600m	地表式	2車線	16m	幹線街路と平面交差1箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由

別添理由書のとおり

都市計画道路 西峠山辺三線他 1 路線の変更理由

1. 路線の概要

都市計画道路 西峠山辺三線は、起点を宇陀市榛原萩原、終点を宇陀市榛原山辺三とする、標準幅員 16m、2 車線、延長約 3,570m の幹線街路である。

当初、昭和 51 年 9 月に「3.4.560 西峠山辺三線」として都市計画決定され、平成 15 年に車線数を明記している。

2. 都市計画道路変更内容

(1) 変更の理由

都市計画道路 西峠山辺三線は、昭和 51 年当時、住宅地としての開発、発展がめざましく、土地区画整理事業が計画、施行されていたため、地域全般の健全なる発展と秩序ある整備を図ることを目的として都市計画決定された。

現在、土地区画整理事業地内の都市計画道路は整備済みとなっているが、宇陀市榛原萩原地内及び宇陀市榛原天満台東四丁目から宇陀市榛原山辺三（終点）までの区間については、未着手で現道のない区間が多い状況である。

当該区間は、将来的な自動車交通量の減少が見込まれることや、国道 165 号等が 2 車線で整備されていることから、都市計画道路としての必要性がなくなっている。

当該区間を「奈良県都市計画道路の見直しガイドライン」（平成 22 年奈良県）に沿って検証した結果、都市計画道路としての必要な機能は周辺道路が代替するため、廃止するものである。

なお、存続区間は、都市計画道路 天満台長峯線を統合し、街路の役割を踏まえて、幹線街路として都市計画道路 ひのき坂長峯線、区画街路として都市計画道路 ひのき坂線及び都市計画道路 天満台線の 3 路線に変更する。

(2) 変更の内容

都市計画道路 西峠山辺三線について、以下の変更を行う。

- ・宇陀市榛原萩原地内及び宇陀市榛原天満台東四丁目から宇陀市榛原山辺三（終点）までの未着手区間（延長 L=約 980m）を廃止する。
- ・「3.4.560 西峠山辺三線」の存続区間は、「3.4.561 天満台長峯線」と統合し、「3.4.560 ひのき坂長峯線」、「7.4.560 ひのき坂線」及び「7.4.561 天満台線」に名称を変更する。